

第 10 回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 6 年 4 月 25 日（木）午後 1 時 30 分から午後 2 時 17 分

2. 開催場所 砂川市役所 2 階 中会議室

3. 出席委員（12人）

会長	13番	関尾 一史			
委員	1 番	片桐 幸示	2 番	渡部 延三	
	4 番	竹田 安宏	5 番	菊地 匡	
	6 番	井上 善博	7 番	笹島 敏彦	
	8 番	渡邊 達郎	9 番	猿渡 万里子	
	10番	角丸 章	11番	小野寺一晃	
	12番	垣野 芳博			

4. 欠席委員（1人） 3 番 高橋 凌

5. 議事日程

報告第 1 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
報告第 2 号	農業者年金に関する申請について
報告第 3 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について
報告第 4 号	農地所有適格法人の要件確認について
議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 2 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 3 号	旧農業経営基盤強化推進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画の決定について
議案第 4 号	砂川市農業委員会規則の一部を改正する規則の制定について
その他	

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	野田 勉
事務局次長	上山 哲広
事務局事務係長	佐々木也一
事務局事務係主事	本間 龍太

7. 会議の概要

事務局次長 それでは、これより第 10 回砂川市農業委員会定例総会を始めたいと思います。

はじめに本日の欠席者ですが、議席番号 3 番の高橋凌委員が体調不良のため、欠席となっております。

また、本日の総会の出席委員数は、砂川市農業委員会規則第 6 条の規定による定数を満たしておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

それでは、会長よりご挨拶をいただき、以降、会長のお手元で議事進行をお願いいたします。

会長
議長

<開会挨拶>

はじめに、本日の議事録署名人の指名ですが、議席番号 5 番の菊地匡委員と、6 番の井上善博委員です。よろしくをお願いいたします。

それでは早速、報告に入ります。

報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」事務局より説明願います。

事務局

では、報告第 1 号をご説明いたします。案件は、2 件ございます。まず議案の 1 ページをお開きください。

こちらは、農地の相続による権利移動であり、農業委員会が農地の権利状況を把握できるようにするために届出することとされています。また、相続に関連して、今回配布いただいている、農委だよりにも載せましたが、4 月 1 日から相続登記が義務化され、正当な理由なく 3 年以内に申請をしなければ、10 万円以下の過料が課せられることがありますので、対象となる農業者の方が身近におりましたら、ぜひお声がけ願います。

では、1 番の内容をご説明いたします。届出者は、[]。土地の所在は、北光 242 番 3、地目は公簿・現況とも田で、面積は 16,666 m²、以下、記載のとおり計 6 筆、面積 26,618 m²で、令和 5 年 3 月 24 日、相続により所有権を取得したものです。

本件は、[]が亡くなられたことにより、娘さんである []が相続したものです。現在、対象農地では、[]や []が賃貸借を結ばれており、そばや米を耕作しています。3 月 19 日に届出を受理して、同日、受理通知を交付し、あっせんの希望は無し、既に専決処分としています。15 ページに、第 1 号図を添付していますのでご参照いただければと思います。

続きまして、2 ページをお開きください。2 番、届出者は []。土地の所在は、空知太東 3 条 5 丁目 419 番 6、地目は公簿が田で現況が宅地、面積は 366 m²、以下、記載のとおり計 6 筆、面積 3,416 m²で、令和 5 年 2 月 11 日、相続により所有権を取得したものです。

本件は、[]が亡くなられたことにより、娘さんである []が相続したものです。対象農地で、作物は耕作されていません。3 月 28 日に届出を受理して、同日、受理通知を交付し、あっせんの希望は無し、既に専決処分としています。16 ページに、第 2 号図を添付していますのでご参照いただければと思います。

以上です。

議長
全員
議長
全員

只今、報告第 1 号の説明がありました。ご質問等ございませんか。

なし。

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

議長

それでは本件を承認いたします。

続きまして、報告第2号「農業者年金に関する申請について」事務局より説明願います。

事務局

では報告第2号をご説明いたします。議案の3ページをお開きください。案件は、2件ございます。

1件目、農業者老齢年金裁定請求が、[]の[]より3月28日に提出されました。

続いて2件目は、農業者年金通常加入申込ですが、こちらは[]が、厚生年金から国民年金に戻ったことに伴い、4月2日に申込みされております。両案件とも既に専決処分としましたことをご報告いたします。

以上です。

議長

只今、報告第2号の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

全員

なし。

議長

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

全員

異議なし。

議長

それでは本件を承認いたします。

続いて、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」事務局より説明願います。

事務局

では報告第3号をご説明いたします。議案の4ページをお開きください。合意解約は農地の賃貸借や使用貸借の契約期間中に、何らかの事情で途中解約をする場合、農業委員会に通知することが農地法で定められています。こちらは、「貸し手と借り手の合意」によって決まるものであるため、ここでは報告のみとしています。

では報告に入ります。貸主は、[]、借主は、[]、土地の表示は空知太118番、地目は公募・現況とも田、面積9,923㎡、以下、記載のとおり計10筆、面積40,380㎡です。契約内容は、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画による、賃貸借を設定していたもので、その期間は、令和5年3月24日から令和7年12月31日、合意成立日は令和6年4月3日、土地の引き渡しの時期は本日です。この案件の合意解約の理由については、後程提案させていただき、議案第3号にも関連しますが、農地を売買するために解約するものになります。

以上です。

議長

只今、報告第3号の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

全員

なし。

議長

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

全員

異議なし。

議長

それでは本件を承認いたします。

続いて、報告第4号「農地所有適格法人の要件確認について」事務局より説明願います。

事務局

では報告第4号をご説明いたします。議案の5ページと、別紙の、先に2枚めくっていただいて、別紙2をお開きください。

農地所有適格法人については、法人が農業に参入する場合、農地法に定めるいくつかの要件を満たせば、農地を所有することができます。このような法人を「農地所有適格法人」と言います。要件については、こちらの別紙2に記載しておりますが、簡潔に説明したいと思います。法人の売上の半分以上が農業及び農業関連事業であること、議決権または構成員の半数以上が、農地の提供

者や農業の常時従事者などであること、法人の役員の半数以上が農業の常時従事者などであることなどが要件になります。また、農地所有適格法人は農地法に基づいて、毎年、農業委員会に事業状況などを報告しなければならず、農業委員会は、報告された内容から農地所有適格法人の要件を満たしているか確認することになっており、報告第4号はこの要件を満たしているか確認するものでございます。

今回の案件は、2件ございます。まず、別紙1-1をお開きください。1件目は「XXXXXXXXXX」の報告です。別紙の「農地所有適格法人要件確認書」で要件を満たしているか確認したいと思います。順に見ていきますと、経営面積は田が68.6ha、畑が2ha、法人形態は特例有限会社、事業の種類は、米、大豆、麦、野菜の生産、次の売上高は全て農業によるものですので、過半要件を満たしております。次の構成員数は2人で農業常時従事者、さらに裏面の下段、業務執行役員数も2人で農業に常時従事していますので、両項目とも過半要件を満たしています。以上のとおり、「XXXXXXXXXX」は農地所有適格法人の要件を全て満たしていることを確認しております。

次に、2件目は「XXXXXXXXXX」の報告です。別紙1-2の「農地所有適格法人要件確認書」をご覧ください。順に見ていきますと、経営面積は畑が1.98ha、法人形態は株式会社、事業の種類は、農産物の耕作のみで、次の売上高はありませんので、過半要件を満たしております。ここで、今回と前回、前々回の売り上げが0円となっていることについてですが、地力作物として「ひまわり」を作付けしたためとのこととございます。次の構成員数は3人とも農業常時従事者、裏面の業務執行役員数も3人とも常時従事していますので、いずれも過半要件を満たしています。以上のとおり、「XXXXXXXXXX」は農地所有適格法人の要件を全て満たしていることをご報告いたします。以上です。

只今、報告第4号の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

なし。

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは、本件を承認いたします。

続いて、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より提案願います。

では、議案第1号をご説明いたします。議案の6ページをお開きください。

出し手・貸主はXXXXXXXXXX、受け手・借主はXXXXXXXXXX、受け手の経営面積は、田が14,968㎡、畑が3,133㎡の計18,101㎡で、労働力は2名です。対象となる土地の表示は、東5条南19丁目287番1、地目は公簿・現況とも田、面積1,475㎡、以下、7ページに跨ぎますが、記載のとおり計38筆、面積166,863㎡です。図面は17~19ページにかけて、第3号図を添付しています。賃貸借の期間は、令和6年4月25日から令和8年12月31日までの2年9か月です。

この申請理由について、貸主の方は、「これまで結んでいた賃貸借の期間満了にあたり、借主から引き続き希望があったため」とのこと、借主の理由としては、「経営規模拡大のため」とのことです。作付け作物は、そばが予定されています。この案件に関する法令に定める要件の確認については、別紙3に調査書を添付していますとおり、必要な要件を全て満たしているため、決定できる案件です。以上、議案第1号の説明になります。ご審議をお願いいたします。

議長
全員
議長
全員
議長

事務局

議長
全員
議長
全員
議長

只今、議案第1号の説明がありました、ご質問等ございませんか。
なし。

質問・意見がないようですので、本件を許可してよろしいですか。

異議なし。

それでは異議なしと認め、本件を許可することといたします。

続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局より提案願います。

事務局

では、議案第2号をご説明いたします。議案の8ページをお開きください。

農地法第5条は、農地を農地以外のものに加えて、売買や使用貸借など権利を動かすこととありますが、今回の案件は、砂利採取を目的とした農地の一時転用になります。農地の一時転用は、砂利採取や建築現場事務所、資材置き場、地質調査、臨時駐車場など一定の期間、農地を耕作以外の目的で使用することを言いついて、一時転用できる期間は、その目的を達成するために必要最低限の期間とされておりますが、今回の案件の様な、農用地区内の農地の一時転用は、その場所が、周辺の他の土地での代替えができないかなどの条件があります。申請手続きは、一般的な「農地転用」の申請手続きと同じですが、申請書に工事完了日を記載し、その日までに農地に復元することが条件で、工事の進捗状況や完了報告も義務付けられます。

では、内容を確認したいと思います。土地所有者・貸主は

の他、住所は記載のとおりで、

の5人、転用計画者・借主は、

、土地の表示は、空知太 80 番 3 の内、地目は公簿が田で現況が畑、面積 11,616 m²、以下、記載のとおり計 6 筆、面積 25,988 m²、転用目的は、耕地改良に伴う砂利採取、農地の区分は、農振・農用地の区域内で都市計画区域外、図面は第 4 号図、法律関係は使用貸借です。

さらに詳細をご説明しますと、はこのあたりの地域で当初は 3 年間、砂利採取を行う予定でしたが、4 年間に延ばして行うとのことで、今年はその 3 年目にあたります。また、20 ページの図面の第 4 号図を見ますと、南側に細長い区域がありますが、これは砂利を採る区域ではなく、砂利を運搬するダンプカーの通り道として転用する計画です。なお、資金計画は事業費約 37,164 千円に対して、全額、自己資金を充てることにしています。

最後に、本案件に関する農地法第5条の審査ですが、別紙4の1ページから4ページに示しているとおりで、特に4ページの5総合判断の欄をご覧いただきたいのですが、申請地は農地転用が原則不許可とされる農用地区内の農地ですが、砂利採取を目的とする一時転用を行う場合の例外許可要件を満たしていますので、許可できると考えます。また、この他、一般基準や添付書類においても、特に問題がありませんので、総合意見として、許可相当と認められます。

以上、議案第2号の説明といたします。ご審議をお願いいたします。

議長
渡部委員

只今、議案第2号の説明がありました、ご質問・ご意見等ございませんか。

砂利を取って再度、畑にするために戻す土は、どこから持ってきている土でしょうか。

事務局長

まず、砂利採取ですが、砂利採取は3年で終わらせなければいけないのですが、4年にするという事でこの申請が通ってから1年以内で終わらさなければいけないこととなります。最終的に、畑に戻して完了ということになります。もしそれ以上続けるとなれば、新たに申請を出さなければなりません。

戻す土ですが、今回は[]が所有している山、土取場から持ってきます。場所は2箇所で[]の裏の方と富平のない川のちょっと越えたところに山がありまして、そこから土を持ってくる計画となっています。

渡部委員
議長
渡部委員
議長
全員
議長
全員
議長

はい、分かりました。

よろしいですか。

はい。

その他何かご質問ございませんか。

なし。

それでは、質問・意見がないようですので、本件を許可してよろしいですか。

異議なし。

それでは、異議なしと認め、許可相当と意見を付して、進達することといたします。

続きまして、議案第3号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について」審議いたしますが、受け手が[]となっておりまして、農業委員会法第31条に規定されている「議事参与の制限」により、[]は、審議終了までご退席をお願いします。

<[]退席>

それでは、事務局より議案第3号の1番を提案願います。

事務局

では、議案第3号の1番を説明させていただきます。議案の9ページをお開きください。

こちらは、売買の案件になります。計画番号は令和6年度所第1号、公告予定年月日は本日、申出者は農地流動化推進員 垣野芳博さん、出し手・譲渡人は、[]、受け手・譲受人は、[]、農地の所在等は、空知太118番、地目は公簿・現況とも田、面積9,923㎡、以下、記載のとおり計10筆、面積40,380㎡です。対価は推進員による調整のもと双方の話し合いにより、契約金額4,038,000円、これは地積に単価100,000円を乗じたものになります。支払いは、11月末までに指定口座に振り込むこととし、所有権移転の時期は本日、引き渡しの時期は対価の支払い日、図面は21ページ、第5号図に示しております。この案件の要件確認は、別紙5に調査書を添付してありますとおり、必要な要件の全てを満たしているため、決定できる案件です。

この案件については、先ほど合意解約を報告させていただきましたが、これまでは賃貸借を結んでおりましたが、[]の強い意向により、売買に至ったものであることを補足させていただきます。以上です。

議長
全員
議長
全員
議長

只今、議案第3号の1番の説明がありました。ご質問等ございませんか。

なし。

質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

異議なし。

それでは異議なしと認め、本件を決定することといたします。

では、ここで[]に着席していただきます。

<[]着席>

議長
事務局

続きまして、事務局より議案第3号の2番を提案願います。

では、議案第3号の2番を説明させていただきます。議案の10ページをお開きください。新規の案件になります。計画番号は令和6年度賃第1号、公告予定年月日は本日、申出者は農地流動化推進員、片桐幸示さん、出し手・貸主は、[]、受け手・借主は、[]、農地の所在等は東豊沼225番1の

内、地目は公簿が畑で現況が田、面積 5,009 m²、以下、記載のとおり、計 2 筆、面積 5,504 m²です。対価は双方の話し合いにより、年額 25,000 円、これは地積に単価 5,000 円を乗じたものであり、支払期限等は指定口座に 11 月末までに振り込むこと、期間は本日から令和 8 年 12 月 31 日までの 2 年 9 か月、当事者間の法律関係は賃貸借、図面は 22 ページ、第 6 号図に示しております。この案件の要件確認は、別紙 6 に調査書を添付していますとおり、必要な要件を全て満たしているため、決定できる案件です。

この案件については、昨年から受け手の方を探しており、推進員を中心に周辺農家の方々に声掛けし、今回の契約に至ったものです。今後は売買を検討するため、年内に話し合いの場を設ける予定です。以上です。

議長
全員
議長
全員
議長

只今、議案第 3 号の 2 番の説明がありました。ご質問等ございませんか。

なし。

質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

異議なし。

それでは異議なしと認め、本件を決定することといたします。

続きまして、議案第 4 号「砂川市農業委員会規則の一部を改正する規則の制定について」事務局より提案願います。

事務局

では、議案第 4 号を説明させていただきます。議案の 11 ページと別紙 7 をお開きください。こちらの提案理由については、議案 11 ページの下に記載ありますとおり、今年 4 月 1 日に砂川市に文書管理システムというものが導入されるため、砂川市文書事務取扱規定が改正されることに伴い、農業委員会の規則も改正するよう、砂川市に対して要請するものであります。まずもって、委員の皆さんにはほぼ影響がありませんので、ざっくり内容を説明したいと思います。

市に届く文書の処理については、砂川市文書事務取扱規定というルールに基づいて処理しており、農業委員会規則第 30 条 2 項のなかでも、そのルールに基づいて処理しましょうという記載があります。

今回、市において、文書管理システムが導入されることにより、メールで外部から届いた文書は、紙を出さず、全部電子機器内で処理することになりました。このことに伴い、この砂川市文書事務取扱規定の内容も変えることになりましたので、砂川市農業委員会規則の文言も変更しなければならないということです。他に、細かな変更点として、見出しの変更などあるのですが、大きな変更点としては、今お伝えした部分になりますので、省略させていただきたいと思います。農業委員会規則については、参考までに付けさせていただきましたが、会議のルールなどが記載されており、参考になる点があるかなと思いますので、ご覧いただければと思います。

なお、この規則改正につきましては、砂川市において決定し告示する事項であることから、本総会で議決いただきましたら、砂川市に対してこの規則の改正について要請することとさせていただく予定です。

以上、ご審議いただきますようお願いいたします。

議長

只今、議案第 4 号「砂川市農業委員会規則の一部を改正する規則の制定について」事務局より説明ありましたがご質問等ございませんか。

全員
議長

なし。

特にご質問、ご意見がないようですので、本件については異議なしと認めることとしてよろしいですか。

全員
議長

異議なし。

それでは、異議なしと認め、砂川市に対し規則の改正について要請すること

といたします。

本日の議題は以上ですが、全体を通して委員の皆様から何かございませんか。

はい。

笹島委員

昨年8月だったと思うのですが、[]へ視察に行ったのですが、その後の進展、今後の目標とかがありましたらお聞かせいただきたいのと、昨年行ったような視察を今年度も予定されているのかどうかその辺のところもお聞かせいただきたいです。以上です。

事務局

まず、[]とのやり取りについて、今年最後にメールをしたのが新年になってからでした。社長とやり取りを一応縁が切れないようにさせて頂いているという状況で、向こうのスタンスとしては砂川市に対して、砂川市でやりたいという意向は今のところあまり感じられないです。それは当時、[]が言っていたと思うのですが、まず砂川市の土を何年かみて、それからどうするか考えと思うということをやっていたので、そういうことだと思います。

あとは今後[]に視察に行った経過としては、[]が撤退して耕作放棄地がどんどん増えるからというところがあったので、今現時点で耕作放棄地が出ないように維持できている状態ですが、耕作放棄地自体は増えていくことが想定されるので、その内の、その耕作放棄地をどうするかという手段の一つとして残しておきたいということで、私がやり取りさせて頂いている状況です。なので、今すぐどうしたい、どうするべきだということはありません。で、視察に行く予定も今のところは先月の事業計画案からは削除させて頂きました。ということで今のところは視察に行く予定はないです。ただ、円は切らないようにやり取りはさせて頂いている状態です。

今後のビジョンは、皆さんと一緒に決めていきたいなと考えているところでございます。状況は常にお伝えしていきたいと思っております。

議長

よろしいですか。

笹島委員

はい。

議長

その他、何かございませんか。

事務局次長

視察について、今年は予定しておりません。

議長

何か状況が変わって、余って仕方がないということがあればお願いするなり、ブロッコリーも指定野菜になったので、またそういう状況が変われば、こちらからも連絡を入れたりしながら、なんとか繋がりだけは保っているということなので、何かあればまた皆様に報告したいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

その他、何かご質問等ございませんか。

全員

なし。

議長

それでは、特にないようですので、「その他事項」に入ります。
では、事務局より説明願います。

事務局

1. 議会関連報告（事務局長）

2. 令和6年度空知農業委員会連合会通常総会及び

令和6年度地区別農業委員会会長・事務局長会議（事務局）

- ・日 時 4月4日（木）
- ・場 所 ラ・カンパーニュホテル深川（深川市）
- ・出席者 関尾会長・佐々木係長

3. 地域おこし協力隊の活動状況（事務局次長）

(1)

令和5年4月より活動を始めました。今年度も市内農業者のもとで農作業支援を行い、きゅうりの生産農家をめざします。

(2)

令和6年4月より新たに着任しました。市内農業者のもとで農業支援を行い、施設園芸を中心とし、市内での就農をめざします。

4. 令和6年度全国農業委員会会長大会及び管内選出国會議員要請活動
(事務局)

- ・日 時 5月28日（火）・29日（水）
- ・場 所 文京シビックホールほか（東京都）
- ・出席者 関尾会長

5. 検討委員会の開催（事務局）

- ・5月中旬 検討委員会の開催
- ・検討委員 関尾会長、片桐会長職務代理者、議席番号2～5番の委員
- ・検討事項 ①令和5年度推進委員等の最適化活動の点検・評価
②令和5年度農業委員会の最適化活動の目標の達成の状況の点検・評価

6. 「令和5年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」の記入・提出
(事務局)

過日提出を依頼した「令和5年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」を記入し、事務局に提出してください。5月の定例総会において、各委員の活動に対して農業委員会による点検・評価を行います。

7. 活動記録簿の提出（事務局）

- ・農業委員として行った活動を記入し、4月分を事務局に提出してください。
- ・データで提出する方は、メールに添付し事務局へ送信してください。
(メールアドレス：nogyo@city.sunagawa.lg.jp)

8. 協議会報告（協議会長）

只今の報告でご質問等ございませんか。

なし。

特にないようですので、次回の日程を確認したいと思います。

次回の総会は令和6年5月24日、金曜日の午後1時半からです。よろしくお願ひします。

それでは、最後に一言ご挨拶申し上げて閉会したいと存じます。

<議長挨拶>

以上で本定例総会を閉会します。お疲れ様でした。

議長
全員
議長

会 長

署名委員

署名委員